平成２７年（フ）第３９号
群馬県高崎市竜見町269番地６
債務者　横田　洋一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４５号
群馬県富岡市一ノ宮1637番地　レオパレスノイエジールⅠ一113号室
債務者　小久保由香
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第６４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３丁目714番地の34
債務者　大塚　行江
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７号
埼玉県所沢市上新井５丁目84番地の12　サンクレイドル小手指103
債務者　鎗光　静香
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０５号
埼玉県所沢市若狭３丁目2370番地の16
債務者　八戸　悠斗
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９号
岐阜県瑞浪市山田町846番地の８　市営住宅下山田団地406号
債務者　水野　恵美
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２３号
静岡県富士市宇東川西町９番34号
債務者　加藤　　尚
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８号
愛知県岡崎市戸崎町字東山38番地７　ＢＥＬＩＳＴＡ岡崎戸崎303
債務者　森山　幸広
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７０号
大阪市中央区道修町１丁目２番６－505号、前住所大阪府枚方市町楠葉１丁目１番15－401号
債務者　西田智美こと　許　　智美
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８３号
大阪府東大阪市太平寺２丁目４番15号
債務者　宇原　明人
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３５号
大阪府茨木市玉櫛１丁目８番２－406号
債務者　奥田　浩之
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００１号
大阪府東大阪市小阪３丁目４番Ａ－805号
債務者　武藤　節三
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０２４号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目10番11号
債務者　小枝　幸三
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８９号
大阪市西区土佐堀３丁目３番10－108号
債務者　前田　茂光
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１５号
大阪市都島区高倉町１丁目９番28－311号
債務者　安藝　一枝
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１６号
大阪市住吉区苅田５－16－18　102号、住民票上の住所大阪府堺市北区宮本町７番地１113号
債務者　神森　慎一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２４号
大阪府高槻市津之江北町26番５号
債務者　三宅由希子
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部